

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

## 準備書面 2

平成19年10月29日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 大 村 真 司

同 青 木 貴 央

同 田 中 陽

同 兒 玉 浩 生

## 目 次

第 1	はじめに	3
第 2	最高裁判決の解釈	4
第 3	被告の主張する 9 項目の事情の検討	
1	総論	6
2	「 現弁護団は，犯行事実たる動機，犯意を生じた時期，犯行態様等について差戻し審で原則争ってはならない」について	7
3	「 現弁護団の差戻し審での主張・立証は情状に関する主張・立証としては許されない」について	8
4	「 裁判上，被告の主張の変更は原則許されない」について	9
5	「 現弁護団には，差戻し審における主張以前に，そもそも弁護士会に対する信用を失い，弁護士の品位を失うべき行為があった」について	10
6	「 現弁護団は社会が抱いている疑念を払拭する義務を負う」について	14
7	「 原告らに懲戒事由がないと今後弁護士会が判断しても，一般市民の懲戒請求自体が違法になるわけではない」について	17
8	「 原告足立修一弁護士について」について	17
9	「 」について	18
10	「 」について	18
第 4	因果関係の存在	19
第 5	原告らの損害	20
第 6	まとめ 被告の「総括」に対して	20

平成19年9月20日付け「答弁書」に対する認否及び反論は以下のとおりである。

## 第1 はじめに

被告は、第1回期日までに、89ページに及び答弁書と準備書面(1)ないし(3)を提出した。いささか繰り返しが多く、十分に整理されているとはいえないが、その語り口は当たるを幸い叩き切るというもので、時に痛快でさえある。しかし、それは原告の主張をまったく正解しないものである。

被告は、主張の中で意図的に「一般市民」という表現を多用し、自説を展開する。一般市民には絶対的正当性があり、それによって自己の本件扇動発言を正当化出来ると言おうとしているようである。しかし、被告は、一般市民の何者であるかについて、説明していない。長期的には誤りを克服し、いずれは正解に辿り着く民主主義の担い手としての国民のことを指しているのか、一時の激情に冷静な判断力を失い、激しくぶれる大衆のことを指しているのか、あるいはそのいずれでもない別のものなのか、まったく明らかになっていないのである。もっとも、それが何にせよ、本訴において被告が狙っているような特別な意味が、「一般市民」という言葉にある訳ではない。

被告の論理構成の基本は、一般市民の感覚によれば、本件刑事事件弁護団の弁護活動に対し、懲戒事由があると考えるのは当然であるから、一般市民による本件各懲戒請求には違法性がない、したがって、違法性のない懲戒請求を扇動したに過ぎない被告の発言にも違法性はない、というものである。被告は、このことを言うために89ページに及び答弁書の大半を費やしている。しかし、原告らの主張は、被告の本件扇動発言それ自体が不法行為であり、現実に行われた懲戒請求は因果の経路に過ぎないというものである。このことは、訴状から明らかである。被告が主張すべきは、一般市民の懲戒請求に違法性がなければ、自らも責任を逃れられるということではなく、自ら

の本件扇動発言に違法性がないということである。

だが、それにしても被告の態度は卑怯である。被告は、自らは懲戒請求せず、テレビの視聴者を扇動して原告らに対し合計1200件以上の懲戒請求をさせながら、その責任を問われるや、一転して一般市民による懲戒請求に違法性がない以上、自分の扇動発言にも違法性はないと逃げるのである。テロリストは攻撃から身を守るために「人間の盾」を使うが、被告は自らの不法行為責任を免れるために「一般市民の盾」を使うのである。多くの一般市民に違法行為をさせながら、自らは安全なところに居ようとするのである。後日同じ番組にコメンテーターとして出演していた金美齡氏から、「自分で懲戒請求しないのはおかしい。あなた自身も懲戒請求すべきだ」と厳しく批判された被告は、その場で懲戒請求を約束するかのような素振りを見せた。しかし、果たして被告にそれだけの勇気があるのだろうか。

被告が答弁書で原告らの懲戒事由として述べているところは、単なる弁護士活動批判に過ぎない。被告には、懲戒請求と単なる弁護士活動批判の区別さえつかないのである。お手軽な刑事弁護士批判の延長線上に懲戒請求を捉え、気軽に懲戒請求を煽ったのであろう。しかし、懲戒請求は一步間違えば犯罪にもなる重大な行為である。極めて慎重な用心深さが要求される。それでももし、被告が、懲戒事由があるとの確信の下に懲戒請求を「呼びかけた」と強弁するのであれば、一般市民を盾として使ったり、因果関係に逃げ込んだりすることなく、勇気を振り絞り正々堂々と自ら懲戒請求を行うべきであった。

## 第2 最高裁判決の解釈

最高裁平成19年4月24日判決の解釈につき、被告は、懲戒請求扇動者には懲戒請求者と同様の調査・検討義務は課されていない(答弁書3頁~4頁)と主張するので、この点一言する。

なるほど、最判はそこまでは言っていない。しかし、それは単に言う必要

がないからに過ぎない。課される義務について、被告のごとき懲戒請求扇動者と懲戒請求者との間に差異を設ける合理的理由は見出せない。最判は、具体的事件における要件を示しつつも、結局のところ、「懲戒請求が弁護士懲戒制度の目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である。」としているのである。最判の趣旨からすれば、「弁護士懲戒制度の目的に照らして相当性を欠く」場合には、自ら懲戒請求する者であれ、他人をして懲戒請求させる者であれ、同様の調査・検討義務の下で不法行為が成立するとするのがむしろ当然であろう。

もっとも、懲戒請求扇動発言は他人を介して懲戒請求を実現するものであるから、若干異なった考慮も必要かもしれない。例えば、その番組の性質・内容、さらには発言の前後の状況等から、明らかに冗談であることが判る特段の事情等がある場合（したがって、相手方がそれによって懲戒請求をする惧れがない場合）や、懲戒請求は犯罪に成り得ること、不法行為として損害賠償の対象にも成り得ること、しかしながら発言者が代わりに責任を取ることには出来ないこと、したがって、懲戒請求をする以上は、あくまで自己責任で行って欲しい等と十分な注意喚起をしている場合等である（ちなみに、注意喚起義務は、懲戒請求の扇動という先行行為に基づき条理上発生するものである）。このような場合には、因果関係の存否の問題として免責される余地が出てくるかもしれない。しかし、本件の場合、弁護士である被告が、テレビという極めて影響力の強い媒体を使い、視聴者からその専門領域であると思われる刑事弁護活動及び弁護士懲戒制度について、あながちお笑い番組とは言えない番組の中で、被告が識者と呼ぶコメンテーター達（答弁書73頁）の支持の下に、繰り返し執拗に懲戒請求を煽ったのである。免責を論ずる余地は無い。

被告の解釈は失当である。

### 第3 被告の主張する9項目の事情の検討

#### 1 総論

被告は、本件扇動発言当時、原告らに懲戒事由があると判断した根拠について、答弁書13頁～50頁記載の「(3)・・・懲戒事由があると国民が判断したことの事実上及び法律上の相当の根拠」とのタイトルの下で述べられた6項目の事情及び同80頁～86頁記載の「(2) 懲戒請求に事実上及び法律上の相当な根拠があれば、それ以上に調査・検討義務を負うものではない・・・。さらにその点を百歩譲って、被告がどこまで調査したのか敢えて明らかにする。」との文章に続いて述べられた3項目の事情、合計9項目の事情であると、釈明した(被告準備書面(3)P2・(2))。前者6項目の事情については、一般市民の観点で「相当な根拠」(答弁書12頁)があったかどうかを検討されている。しかし、前述したように、原告らが問題にしているのは懲戒請求を扇動した被告自身の発言であり、一般市民によって行われた懲戒請求ではない。

少し横道に逸れるが、被告は、答弁書76頁で「一般市民の懲戒請求が合法であるにもかかわらず、被告の発言が違法になると言うことができるだろうか？」と訝り、「一般市民が自分たちの頭でキチンと考えることができない存在であることを前提とすれば刑法上の間接正犯理論が妥当するかもしれないが、原告らは一般市民をそのように見下しているのだろうか？」と続けるのである。一般市民の前では全ての者がひれ伏さなければならず、一般市民とさえ言っておけば、まさか、間接正犯理論までは持ち出すまいとの思惑が透けて見えて面白い。もちろん、間接正犯理論等、不要であり持ち出しはしない。原告らは、本件各懲戒請求は違法だと考えている。しかし、懲戒請求者らは被告に利用された被害者としての側面もあると考えている。したがって、現時点では、彼らに対する損害賠償の請求

を控えているに過ぎない。

話を元に戻せば、被告の扇動が違法であり、それ故に原告らに損害が発生したといえれば、それでよいのである。被告は、一般市民の盾に隠れようとするが、一般市民の盾など、被告の前にはないことを知るべきである。

こうして、被告が44ページを費やして述べる9項目の事情が、弁護士である被告にとって、「・・・懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者がそのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知りえたのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒請求制度の趣旨目的に照らして相当性を欠くときは、違法な懲戒請求として不法行為を構成する」かどうかが問われることになる。

なお、被告は、答弁書50頁～67頁で「一般市民に懲戒請求を制限することには慎重でなければならない」と主張しているが、それは結局のところ、被告の扇動発言の違法性の前提として位置づけられた一般市民の懲戒請求の違法性を否定せんが為の議論に過ぎない。最高裁判決の立場に立って、被告自身の本件扇動発言に「事実上又は法律上の根拠」があるかどうかを判断すれば足ると考える以上、まったく無用の議論である。

以下、9項目の事情について、順次検討する。

- 2 「 現弁護団は、犯行事実たる動機、犯意を生じた時期、犯行態様等について差戻し審で原則争ってはならない」について（答弁書13頁～16頁）

被告は、本件刑事事件上告審差戻し判決を検討したうえ、一般市民が、最高裁判決は、差戻し審において、犯行事実たる動機等を争うことを認めていない、したがって、当該弁護団がこれらの点を争うのは、最高裁判決を無視するものである、よって、弁護士の信用及び品位を失墜させ

るものである，と評価したのは当然であって，懲戒請求には事実上及び法律上相当な根拠があるという。

原告らは，被告の論理展開を認めるものではないが，それは争点ではないから反論しない。争点は，被告自身が事実上または法律上の根拠がないことを知っていたか，あるいは知り得たかである。この点につき，被告は八海事件最終判決を挙げ，「破棄判決の拘束力は，破棄の直接の理由，即ち原判決に対する消極的，否定的判断についてのみ生ずるものであり・・・」と引用しており（答弁書 16 頁），本件刑事事件弁護団が頭書各事実を争い得ることを知っていた。したがって，被告がこの点を理由として懲戒請求を扇動したことは，事実上または法律上根拠がないことを知りながらあえてこれを行ったものとして，違法である。

3 「 現弁護団の差し戻し審での主張・立証は情状に関する主張・立証としては許されない」について（同 16 頁～ 25 頁）

被告は，答弁書 16 頁～ 17 頁において，現弁護団の展開した主張を要約したものとして示しているが，この要約は弁護団の主張と合致しない部分があり，誤っている。この要約の出典を明らかにされたい。

「最高裁判決が命じた情状立証」（同 17 頁）との記載があるが，最高裁による破棄差戻し判決がさらなる審理を命じる客体は控訴審裁判所であり，被告人・弁護人でないことは明らかである。また，刑事訴訟法 382 条，397 条 1 項，411 条 3 号について述べたうえで弁護団の主張・立証が許されないとする点（同 20 頁～ 25 頁）も，弁護人の活動と裁判所の判断とを混同しており，裁判所の判断を先取りして弁護人は弁護活動を遠慮せよと主張するものである。これらは刑事訴訟法等の解釈を根本的に誤ったものである。現に，現弁護団の差戻し審における主張を立証するために弁護団が請求した多数の事実取調べ（証拠調べ）が，本件被告発言に先



立つ平成19年5月24日の公判において裁判所に採用されているのである。

答弁書における本項の記述は、各部分が一般市民の感覚による理解をいうのか、弁護士としての被告の理解をいうものなのか、明らかでない。いずれも法律の理解を根本的に誤った解釈であり、全て「一般市民の感覚による理解」として主張したものと善解したいところであるが、念のためこの点を明らかにされたい。

4 「 裁判上、被告の主張の変更は原則許されない」について（同25頁～36頁）

被告は、裁判上被告人の主張変更は原則許されないので、懲戒請求には事実上及び法律上相当な根拠があると主張する。

しかし、刑事訴訟法上、被告人が主張変更をしてはならないという規定はない。むしろ、刑事訴訟法は435条において、すでに判決が確定している場合ですら、事実が異なることの新規・明白な証拠があれば、有罪の言渡をした確定判決に対して再審の請求を許しているのである。

なお、被告のいう「変更された主張」がどの点を指すのか明確でないが、どのような主張変更を指すとしても、以上の論理は妥当する。

被告が答弁書において引用する裁判例は、要するに裁判所の証拠採否及び判断を示すものであって、前提となる被告人の主張の変更が許されない場面はない。被告の主張は、被告人の主張及び弁護人の主張立証と裁判所の証拠採否及び事実認定を混同した主張である。

本件刑事事件についてみると、本件被告発言に先立つ平成19年5月24日の差戻審第1回公判期日において、裁判所は弁護人主張事実立証のため弁護人から申請された事実取調の請求を採用しており、少なくとも当該事件を扱う広島高等裁判所刑事第1部が被告人の事実主張自体をその時点

で排斥していないことは明白かつ公知の事実であった。

この点、一般市民の感覚では、裁判途中での被告人の主張変更は許されないと誤解することも考えられる。しかし、いやしくも法律の専門家といわれる弁護士の資格を持ち、その肩書きを付してテレビ番組に出演している被告は、被告人の主張変更が法律上禁じられていないことは当然知っているはずである。この点については、被告が答弁書において、「要するに1審で認めた犯行事実を2審で否認するのは非常に難しいのである」(同28頁)、「例外的に許される場合があるにせよ、1審、2審の主張を差し戻し審において突如変更した」(同36頁)と記載していることから、明らかである。

よって、この点を懲戒事由と考えて懲戒請求を扇動することは、事実上及び法律上の根拠がないことを知りながらあえてこれを行ったものとして違法である。また、仮に本件発言当時、被告が「被告人が主張を変更することは許されない」と信じていたとしても、法律の専門家としては重大な過失があり違法性は明らかである。

5 「 現弁護団には、差戻し審における主張以前に、そもそも弁護士会に対する信用を失い、弁護士の品位を失うべき行為があった」について(同36頁～45頁)

(1) まず、そもそも本項目で主張の事実は、

ア) 本件刑事事件最高裁弁論期日の欠席については、原告足立以外の原告は当時弁護人ではないため全く関与しておらず、

イ) 麻原弁護団の控訴趣意書の不提出については原告全員が関与しておらず、

懲戒請求を正当化する懲戒事由となりえない。

(2) 被告の主張は、イ)を例に挙げれば、「本件刑事事件の弁護団の一員

である岩井信弁護士はオウム事件の弁護団に加わっていた。弁護団は有機的一体の人的組織であり、意思連絡も密で、同じ価値観を共有する組織体である。そうであれば、この司法制度上類を見ない辩护人松井武の大失態劇について、オウム事件弁護団は批判や反省の弁を正式に出していない以上、弁護団として辩护人松井武の行動を容認していたものと考えるのが常識的な感覚である。そして、オウム事件弁護団の主任辩护人であった安田弁護士が本件刑事事件弁護団の主任辩护人を務め、安田弁護士と事務所を同じくする松井弁護士も両弁護団に加わっていたことからすると、オウム事件弁護団の価値観と本件刑事事件の価値観を重ね合わせて考えたとしても常識に反しない。」というものである。

- (3) 弁護士の懲戒事由については、弁護士法第56条1項に以下のように規定されている。

弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

つまり、非行をなした本人だけの懲戒事由のみが論じられるのであり、ある弁護団の辩护人について連带的に波及するものではない（法人格のある弁護士法人においてすら、個々の社員弁護士の懲戒事由が他の社員弁護士に影響するものではない。）。仮に、被告の主張を善解するならば、そのような弁護士とともに辩护人に就任したことが品位を失うべき非行に該当するという主張であろうが、かかる事実が懲戒事由とならないことはいうまでもない。

あえて一言述べると、辩护人とは、独立の事業主である個々の弁護士が被告人との関係において個別に辩护人に選任されて辩护人となるものである。そのような辩护人の集合を便宜上「弁護団」と呼称しているの

であって、法的な組織でもなければ、同一の価値観を有するものでもない(刑事訴訟法及び刑事訴訟規則に「弁護団」なる用語は存在しない。)。無論、選任を受けた事件については、弁護人同士の間で、役割分担や議論を行い、最終的には主任弁護人の意思決定が優先する(刑事訴訟規則第25条参照)などの一定の組織的な行動をとるが、あくまでも当該事件の弁護活動に限った話である。当該事件の弁護活動と無関係な部分においては、全く組織性を有していない。

(4) 「ア) 本件刑事事件最高裁弁論期日の欠席(同37頁～)」

認否

平成18年3月14日、原告足立と訴外安田好弘弁護士が光市事件の最高裁弁論期日を欠席したことは認め、その余は否認ないし争う。

反論

被告が、本件刑事事件最高裁弁論期日の欠席が懲戒請求の扇動を行った理由であるとしているが、これはそもそも真実でない。

すなわち、当該番組全体の被告の発言(他のコメンテーターの発言の黙認も含む)を総合的に評価すると、被告が最高裁弁論期日の欠席が懲戒事由たりうると認識して発言していたとは解されない。

当日の番組での発言をたどると、被告は、番組の当該テーマの冒頭部分で、「出なかったんです。もう、FAX一枚最高裁の方に流して、で、欠席したと。それに関して広島弁護士会の方は、あの安田って弁護士じゃない広島のほうの担当の弁護士ですかね、懲戒事由に当たらないと。あれも1つのあの弁護活動だということで、懲戒を棄却しているんですね。一体弁護士が懲戒されるってことはどういうことやねんと?」(甲第1号証の2)と述べており、原告足立に対しては、最高裁弁論期日欠席の事実があつて懲戒請求をなされたが広島弁護士会においてすでに懲戒不相当の決定がなされた

ことを紹介している。すでに単位会において懲戒不相当と結論されているのと同じ理由で懲戒請求を行ったとしても、結論が変わるものではないことは、弁護士である被告は当然知っていたはずである。

そして、これ以降の発言をみると、被告は、別途準備書面3に述べるとおり、「弁護人が被告人の主張を捏造創作している」「死刑廃止運動に政治利用している」「弁護団の主張が荒唐無稽な内容である」という懲戒事由を想定していたことが伺える。

なお、原告足立について、最高裁弁論期日の欠席の事実はそもそも懲戒事由となりえない。この点について、すでに、平成19年3月30日に広島弁護士会において懲戒不相当の決定がなされている。その際に示された事実関係及び原告足立の行為に対する評価が、そのまま被告の当該主張に対する反論となるものであり、これに基づいて別途準備書面において主張する。

(5) 「イ 麻原弁護団の控訴趣意書の不提出（同41頁～）」

認否

事実関係については知らないし争う。

反論

被告は本件放送の中において、一切、この事由に関して発言しておらず、懲戒請求扇動の理由と考えていなかった。

この事由については、原告らにとって詳細の事実関係が不明であるため、評価すること自体が困難である。なお、当該事実について弁護士2名は懲戒不相当であると主張しており、これまでに所属弁護士会による懲戒処分はなされていない。

原告らが明確な認否反論をすることすら困難な事情が、原告らに対する懲戒事由となりえないことは明らかである。

6 「 現弁護団は社会が抱いている疑念を払拭する義務を負う」について（同45頁～49頁）

- (1) 被告は、本件刑事事件において、上告審段階になって被告人がそれまでの主張を変更し、新しく就任した弁護人もこれに沿った主張をしたことから、「弁護団が誘導して被告人の虚偽の供述をさせた」という疑念を一般市民が抱き、社会が混乱したので、1審2審の弁護人の責任を追究することにより、その疑念を払拭する義務があるにもかかわらず、これを怠ったことに懲戒事由があるというのである。

かかる被告の主張は、根拠のない被告独自の解釈、及び経験則を逸脱した推論に基づく主張であり、かつ、前提事実そのものを誤ったものである。

- (2) 刑事訴訟手続において、弁護人とは、被告人の単なる代理人でなくその保護者であって、弁護人の訴訟上の権利ないし権限を被告人のために誠実に行使することを義務とする者をいう（松尾浩也監修『条解刑事訴訟法〔第3版増補版〕』）。つまり、弁護人には、捜査・訴追機関や裁判所、そして、時には轟然たる批判を繰り広げるメディア、世論等にも屈することなく、被告人のために誠実に権利・権限を行使することが求められている。かかる誠実義務を果たすことによって弁護士としての信用、品位が維持されることになるのである。ここに弁護人が被疑者・被告人の保護者たる地位にあるということの意義がある。

一方、被告は、社会が合理的な理由に基づいて、弁護士に対する信用を失い、弁護士の品位を欠いていると評価している状況では、信用や品位を回復し懲戒請求を避けるために、社会に対して説明する必要が生じているが、かかる被告の主張は、弁護人の誠実義務を無視した被告独自の解釈を展開したものであり、全く根拠がない。つまり、社会から弁護士の信用を失い、また、品位を欠くと判断されたときに、その社

会に対して説明する必要が生じる等としている被告の主張は、その限りにおいて弁護人の誠実義務を解除することを内容としているものであるが、かかる誠実義務を解除することの根拠が全く不明である上、弁護人の誠実義務は、メディア、世論等の社会から有形・無形の圧力が加えられたときにこそ、その存在意義を有するのであり、かかる場面において弁護人の誠実義務を解除する被告人の主張は、その誠実義務の趣旨に悖るものである。

すなわち、社会が刑事弁護人に対して疑念を抱いたとしても、弁護人がその疑念を黙して甘受するか否かは、被告人の意思や利益を考慮したうえで、自由に判断できるのである。被告が主張するように、弁護人が社会からの批判に対して誠実義務を放棄して説明しなければならないとすれば、このこと自体が弁護士の信用を損ない、かつ、その品位を害することになるのであり、かかる信用、品位を害することを求めるような被告の主張には全く理由がない。

- (3) また、被告は、「差戻し審での被告人の主張の変遷という事態を受けて、一般市民は、現弁護団が被告人に虚偽の主張をさせたと理解した」というのであるが、この点は経験則を逸脱した推論である上、その前提となる事実を誤認したものである。

被告は、本件放送中、「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられないですよ。」と発言し、視聴者を誤導している。つまり、仮に、一般市民が現弁護団によって被告人が虚偽の主張をさせたと理解していたとしても、これは被告自身が本件で問題となっているテレビ番組において、根拠のない意見を述べて不信感を煽り、視聴者を誤導したことに原因がある。

被告のこの点に関する主張は、かかる発言の責任を棚に上げて、視聴

者に誤解を生じた責任を現弁護団に転嫁しているものというべきであり、かかる被告の主張は卑怯の一言に尽きる。

したがって、この点に関する被告の立論にも、全く根拠がない。

- (4) さらに、被告は、原告らには1審2審の弁護人に対する責任追及をする旨説明する必要があるというのであるが、これも刑事弁護実務の理解に欠けた主張である。

そもそも、弁護人の弁護活動は委任契約ないし準委任契約の履行であり、各弁護士の裁量に任されている部分が多い。どのような訴訟活動が被告人に対して誠実といえるのか否かについては、実際に弁護を担当した弁護士のその時々状況・情報に基づく判断が尊重されるべきである。つまり、被告人の権利利益の擁護をする方法は、各弁護人がその技量、経験に基づいて選択しているものであり、法を解釈適用することによって画一的に正解が導かれるものでないのである。

結局、1審弁護人、2審の弁護人、そして原告ら現弁護団は、それぞれの場面においてそれぞれの判断に基づき、被告人の権利利益を擁護するために最善と考えられる方法をとったものと推定される。結果として他の弁護人のとった方針が自分の弁護方針に合わないからといって、軽々に他の弁護士の方針を「バッチを取り上げるつもりで」非難することなど到底できるものではないのである。

- (5) 被告は、人としての当然のマナーを欠いた弁護団の不遜な態度は、弁護士全体（会）に対する信用を失い、弁護士としての品位を失うべき非行があったと判断した一般市民の理解には、事実上、及び法律上の相当な根拠があると主張する。

しかし、「人としての当然のマナー」という不明瞭な概念を用いて持論を主張している被告の主張にはもとより根拠がない。うえ、「マナー」を守るために被告人の権利利益を損なう弁護活動をするのは、義務の優



劣を誤った弁護活動であり，それこそ直ちに弁護士に対する信用，弁護士の品位を損なう非行というべきである。

被告の主張は，独自の解釈による「弁護士全体（会）に対する信用」，「弁護士の品位」を根拠としている。このような被告の主張には全く理由がない。弁護士の職務と責務の本質を理解せず，弁護人としての誠実義務を顧みない被告には，弁護士全体と弁護士会に対する信頼，弁護士としての品位などを語る資格はない。

7 「原告らに懲戒事由がないと今後弁護士会が判断しても，一般市民の懲戒請求自体が違法になるわけではない」について（同49頁～50頁）

弁護士会（単位会）綱紀委員会における判断は，当該懲戒請求行為自体の違法性を判断するものではない。したがって，懲戒不相当であると判断されることは違法性を推認させる重要な間接事実になるが，それにより直ちに違法性を帯びることになるとはいえない。この点は被告の主張するとおりである。

ところで，被告は，「原告らは…一般市民の実行した懲戒請求が違法であるという前提で，被告の本件テレビ発言を違法と断定している」（同50頁）と述べている。しかし，原告らはそのような主張をしておらず，訴状のどこにもそのような記載はない。

原告らに対する個々の懲戒請求については，全て懲戒事由となりうる記載がない。そして，これらの個々の懲戒請求行為の違法性については，本訴請求の判断のためには論じる必要はなく，個々の懲戒請求行為を適法であるとする被告の主張は無意味である。

8 「原告足立修一弁護士について」について（同81頁～82頁）

いうまでもなく，この件は原告足立にのみ関する問題で，他の原告には

無関係である。また、被告は本件発言の当時、原告足立の名前さえはっきりと記憶しておらず、発言当時この事実を知っていたかどうか非常に疑わしい。

原告足立につき、スピード違反被告事件において指摘のごとき刑事裁判があったことは事実である。いわゆるネズミ捕りに対しては世間（被告のいう「一般市民」も含まれるのではないかと思われる）の批判も強く、そこに一石を投じる狙いであった。

もっとも、本訴との関係でいえば、それは10年も前の出来事である。弁護士法63条は懲戒請求について3年の除斥期間を定めている。本件被告発言の時点において、懲戒事由になりようがない。被告の主張は失当である。

#### 9 「 」について（同82頁）

いうまでもなく、この件も原告足立にのみ関する問題で、他の原告には無関係である。

原告足立が、本件刑事事件の最高裁弁論が開かれた平成18年4月18日の翌日とその週の土曜日に、情報系のテレビ番組に出演し、上告審での主張を説明した事実は認める。しかし、原告足立が一言発言すれば、他の出演者がよってたかって責め立てるという内容の番組となり、原告足立が自らの主張を滔々と述べるほどの時間は与えられていなかった。

なお、弁論を欠席したことについて、原告足立及び安田弁護人は、同年4月17日に東京地裁の司法記者クラブで記者会見を行った際に、被害者遺族らに対する謝罪の意思を表明している。

#### 10 「 」について（同82頁～86頁）

いうまでもなく、この件も原告足立にのみ関する問題で、他の原告には

無関係である。

平成18年2月4日に行われた「死刑執行停止に関する全国公聴会」(横浜)(以下、「横浜公聴会」という。)は日弁連の主催する行事であり、その内容をもって原告らの懲戒事由とすることは失当である。

なお、被告は、横浜公聴会について事実誤認があるので指摘しておく。被告は「他の出席している学者や弁護士は死刑廃止を唱えるものばかりであった」と述べるが、実際には、死刑制度存置派の大澤孝征弁護士が参加していた。また、パンフレットに本村氏の名前がなかった原因について、被告は、「本村さんに参加をオファーした原告足立とシンポジウム事務局の連絡の行き違いが原因だった」と述べ、原告足立に責任を押しつけるが、実際は、本村氏が出席を回答したという原告足立宛のメールが実際には届いておらず、そのため原告足立が本村氏の出席を認識していなかったことにある。

被告の横浜公聴会についての評価も不当である。被告は「被害者支援と死刑問題」というテーマを批判するが、かかるテーマの議論をすることは、弁護士法1条の趣旨に沿いこそすれ、そのテーマ自体を弁護士が批判するなど本末転倒である。本村氏が自分の発言の削除を求めたが認められなかったことについて、被告は「なしのつづて」と評価する。しかし、本村氏の求めに対しては、日弁連の責任者が回答をしているし、本村氏が納得して出席された以上は発言が削除されなくても不当ではないから、「なしのつづて」という評価はあたらない。

安田弁護士が本村氏のメールアドレスを第三者に教えたとする件については、原告らと全く関係がない。

#### 第4 因果関係の存在

この点については、別途、準備書面にて主張する。

## 第5 原告らの損害

原告らが本訴において主張する損害は、整理すると、

被告の発言によって、直ちに多数の視聴者が、原告らが懲戒請求をされるに値するような弁護士であり、原告らは懲戒相当の行為を行っていると認識することによる原告らの名誉・信用毀損、名誉感情侵害の精神的苦痛の損害

被告の発言による扇動を受けて懲戒請求が大量になされたことによる原告らの名誉・信用毀損、名誉感情侵害の精神的苦痛及び手続的負担の損害

である。

それぞれの詳細については、別途、準備書面にて主張する。

## 第6 まとめ 被告の「総括」に対して

被告は、ブルーム卿の「刑事弁護の真髄」を特権意識に彩られた過去の遺物として切って捨て、「刑事裁判は社会の公器」だと主張する（答弁書86頁～87頁）。その上で、「弁護人がやることは全て正義であり、説明など無くても国民は黙って理解すべきだという横暴な態度」とか「辩护人・弁護士は神のような常に正しい行動をする存在ではない」等と非難を繰り返す（答弁書88頁）。さらに「弁護士は、弁護士の誰一人実践できていない弁護士法1条・2条を高々と掲げ、・・・社会正義の実現者、深い教養と品性の持ち主であると世間を偽り・・・特権階級意識をむき出しにしてきた。」（被告準備書面(1)1頁～2頁）と罵るのである。

これらの非難や罵倒は、原告らを含む、おそらく全ての弁護士に宛てられたものなのだろう。被告の周囲には、そのような弁護士が多いのかもしれない。しかし、原告らの知る多くの弁護士は真面目である。原告らも、決して

「横暴な態度」をとったことはないし、「神」だと錯覚したことも無い。被告が強調する説明責任という面でも そのような責任があるとは思わないし、また、被告が思い描く説明とも違っているようだが 原告らは適宜記者会見を開き、理解を求めてきた。確かに、原告らは未熟であり、未だその域に達しているとは言い難いが、それでも深い教養と品性を持ち、社会正義の実現者になりたいと考え、日々努力をしている。多くの弁護士も同じである。被告の非難は当たっていない。

被告は、また、「刑事裁判が社会の公器」だと主張する。そのような表現が可能だとしても、そのことを理由に刑事弁護人が被告人の利益を裁判所や検察に売り渡してイイ訳が無い。検察は公益のために、弁護人は被告人のために、互いに死力を尽くし、それを裁判所が判断するところに正義が実現されるのである。被告には、刑事裁判を全体として見た場合に、それが社会の公器であるということと、刑事裁判の中で弁護人が何を為すべきか、ということの初歩的理解が欠けている。

今でも、「刑事弁護の真髄」は十分に光り輝いている。本件刑事事件が正にそうであるように、被告人が予断と偏見に満ちた世間の激しい非難を受けるという事実は200年前と変わっていない。刑事裁判において、弁護人が被告人の唯一の味方であるという事実も200年前と変わっていない。仮令、被害者や遺族の怨嗟の的になろうとも、世間から激しいバッシングを受けようとも、そして、世界の全てを敵に回しても、それに動かされることなく、死力を尽くして被告人の利益のために弁護するのが弁護人の崇高な使命である。これこそが古今東西不変の真理と言うべきである。

かつて弁護士が三百代言と言われた時代から、先輩たちの嘗々たる努力の積み重ねが、今日の弁護士に対する社会的評価を高めてきた。被告が数多くのテレビ番組でタレントとして活動できるのも、弁護士に対する信用がそのタレント価値を生んでいるからに他ならない。被告から弁護士という資格を

取れば、およそテレビ出演の機会などなくなるだろう。被告は真摯に「弁護士の何たるか」を語るべきときに、大衆に迎合し、その場の「空気」を読みながら、本件扇動発言に及んだのである。この軽薄な行動こそが、弁護士の品位を傷つけ、その信用を貶める非行にほかならない。

以上